

# 新たな共助の仕組みづくり推進事業

## 1 趣 旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

## 2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化を支援する。 \*□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計360人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～5月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H26は栃木県で開催>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■健康づくり・介護予防支援事業

■地域支え合い事業<地域で高齢者が支え合う、老人クラブの「友愛活動」の推進を図る>

## 3 平成26年度予算額

52,046千円

(担当課 高齢者福祉課)

# 高齢者介護予防推進事業

## ①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

### 1 趣 旨

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

### 2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。（平成24年度から日常生活支援総合事業を創設）

ア 介護予防事業（必須事業）

・介護予防のスクリーニングの実施

・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

イ 包括的支援事業（必須事業）

・介護予防マネジメント事業（上記の介護予防プログラムのマネジメント）

・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）

・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）

・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

ウ 任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

## 3 平成26年度予算額

314,486千円

(担当課 高齢者福祉課)

## ②介護予防市町村支援事業

### 1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上及び重症化予防のための積極的な介護予防・リハビリテーションが提供されるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

#### (2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

効果的な介護予防・リハビリテーションの実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村（保険者）、事業者を支援する。

- ・介護予防評価・支援委員会及び専門部会の開催
- ・介護予防事業支援マニュアル等を活用した効果的な介護予防の実施・評価に向けた支援
- ・行政担当者研修、リハビリテーション人材育成研修
- ・介護予防・日常生活支援総合モデル事業

### 3 平成26年度予算額

4, 130千円

(担当課 高齢者福祉課)

## 介護給付費負担金事業

### 1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

### 2 事業の概要

#### (1) 県負担額算定のルール

- ・介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
- ・公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
- ・被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が21%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が29%となっている。

#### (2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成26年度）・・・71,945,475,635円

### 3 平成26年度予算額

11,029,029千円

(担当課 高齢者福祉課)